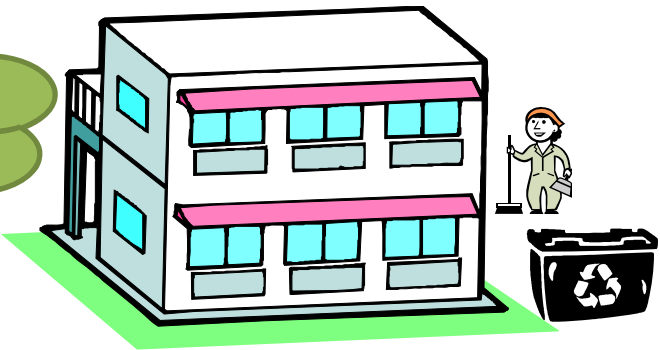


共同住宅用ごみステーション製作致します

「21年4月より既存共同住宅に係るごみステーション設置について次のようになりました」



- 新築共同住宅に係るゴミステーション設置
・ゴミステーションを敷地内に設置する新築共同住宅の対象範囲が6戸以上に拡大。
 - 既存共同住宅に係るごみステーション設置
・既存の共同住宅では、近隣住民とごみステーションを共用する上で良好な関係を保持できない場合には、原則敷地内にごみステーションを設置することになりました。
- ◆対象住戸数は、6戸以上になります。



カラスによるごみ飛散防止や有料化に伴い近隣からの不法投棄の心配も減ります。

不動産資産価値を管理環境面から維持できます。

建物に合わせたごみステーションの製作ができます。

(住戸数、設置場所、大きさ、仕様、ご予算、等)



企画・製作・販売

有限会社 **札幌システム**

お問い合わせ 〒065-0012 札幌市東区北12条東11丁目3-10
TEL: 011-748-7153 FAX: 011-748-7155